

入札参加資格審査の申請に係る納税証明についてのお願い

広島県の入札参加資格審査申請書に添付する納税証明書は、「県税、特別法人事業税及び地方
法人特別税」(県税事務所(本所・分室)で交付)及び「消費税及び地方消費税」(税務署で交付)の2種
類が必要です。

請求の際には、納税証明書の内容の誤りを防ぐため、必ず「広島県の入札参加資格審査申請
に必要」と申し出て、手続きを行ってください。

納税証明書の交付請求手続きについて

区 分	県税、特別法人事業税及び地方法人特別税 (県税事務所(本所・分室))	消費税及び地方消費税 (税務署)
請求窓口	広島県内の各県税事務所(本所・分室) (いずれの県税事務所(本所・分室)でも交付し ます。)	管轄の税務署の「管理運営部門」 (申告書を提出した税務署で交付します。)
納税証明書の 内容	広島県の県税、特別法人事業税及び地方法人特別 税(当該県税、特別法人事業税及び地方法人特別 税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金 及び重加算金を含む。)について未納がないこと の証明	納税証明書(その3) 消費税及び地方消費税について未納税額 のないことの証明
受付時間	申請は平日の午前9時から午後5時までの間にお願いします。 (日曜日、祝日及び土曜日は、取扱っておりませんので注意してください。)	
持 参 す る も の	証 明 手 数 料	1枚につき400円 現金で納めてください。
	身 分 証 明 書	1枚につき400円 収入印紙又は現金で納めてください。
	委 任 状	本人(法人の場合は代表者本人、代理人の方が窓口に来られる場合は代理人本人)であることを 確認できるもの(運転免許証、パスポートなど)を持参してください。
	領 収 証 書	代理人の方が窓口に来られる場合は、本人(法人 の場合は代表者)からの委任(交付請求書の委任 者欄への記入又は委任状の添付※)が必要です。 (家族、従業員の方が窓口に来られる場合も同様 です。) ※個人の場合、委任者氏名欄は、委任者が自署して ください。 ※法人の場合、委任者欄・委任状への押印(法人の 代表者印)に代えて、窓口に来られる方に委任者との 関係を記載いただく方法に見直しました。なお、 従来どおり、押印により委任されている場合でも受 け付け可能です。
の	領 収 証 書	納税後2週間以内に申請する場合に持参してください。 (納税されてから納税の確認ができるまでに、通常1~2週間かかります。)
	そ の 他	申告納税期限の翌月15日までに請求される場 合は、県税、特別法人事業税及び地方法人特別 税の受付印のある申告書の写し(エルタックスご利 用の場合は、原則不要です)
	領 収 証 書	e-Tax を利用して申請することが出来ます。 (手数料は1枚につき370円) 詳しくは国税庁のHP (http://www.nta.go.jp) をご覧ください。
電子申請、 郵送申請	※ <u>電子申請や郵送申請でも交付請求手続き ができません。</u> 詳しい請求方法は、広島県 HP (https://www.pref.hiroshima.lg.jp →くら し・教育・環境・文化〔税〕)をご覧ください。	返信先を明記した返信用封筒、返信用切 手及び収入印紙を同封するとともに、連絡 先の電話番号、担当者の氏名等を記入して ください。

※ 入札参加資格審査申請書提出期限の終了直前には、納税証明書の交付請求が集中し、発行に時間がかかりますので、早めに手続きを行ってください。